

平成30年度

第4回木更津市総合教育会議 資料

木更津市

木更津市第2次教育大綱(案)新旧対照表

新(改正案)	旧(現行)
<p>1 趣旨 平成27年4月から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、市長と教育委員会から構成する総合教育会議を設置することが義務付けされました。 また、同会議において、地域の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされ、本市では平成27年11月に木更津市教育大綱を策定し、市長と教育委員会が連携してそれぞれの施策を進めてきました。 今般、この教育大綱の期間が平成31年3月をもって終了することから、市長と教育委員会が協議、調整のうえ、新たな教育大綱を定めるものです。</p>	<p>1 趣旨 平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日から施行されました。 このなかでは、教育委員会制度の一部が変わり、市長が総合教育会議を主宰し、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、教育委員会と協議・調整し、大綱を策定することとなりました。 今般、市長と教育委員会との協議・調整がまとまりましたので、ここに本市の教育大綱を定め、この大綱に則してそれぞれの施策を推進してまいります。</p>
<p>2 大綱の位置づけ 市長は、総合計画である「木更津市第2次基本計画」を、教育委員会は、教育振興の基本計画である「木更津市第2期教育振興基本計画」を所管し、施策を推進しています。 この教育大綱は、市長が教育行政のうち、特に重点的に教育委員会と連携して進めるべき事項について、総合教育会議における協議を経て定めたもので、「木更津市第2次基本計画」及び「木更津市第2期教育振興基本計画」と同様に7つの施策から構成されます。 ※7つの施策については、現行のものを踏襲する予定です。</p>	<p>2 大綱の位置づけ 市長は、総合計画である「きさらづ未来活力創造プラン」を、教育委員会は、教育振興の基本計画である「木更津市教育振興基本計画」を所管し、施策を推進しています。 この教育大綱は、市長が教育行政のうち、特に重点的に教育委員会と連携して進めるべき事項について、総合教育会議における協議を経て定めたもので、「きさらづ未来活力創造プラン」及び「木更津市教育振興基本計画」と同様に7つの施策から構成されます。</p>
<p>3 大綱の期間 2019年4月から2023年3月まで</p>	<p>3 大綱の期間 平成27年12月から平成31年3月まで</p>
<p>4 基本目標 魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶまち～(木更津市基本構想) ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○(木更津市第2次総合基本計画) ・□□□□□□□□□□□□□□□□(木更津市第2期教育振興基本計画)</p>	<p>4 魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶまち～(木更津市基本構想) ・木更津っ子を育む特長ある教育環境(きさらづ未来活力創造プラン) ・まなびあい、きらりかがやく「教育都市きさらづ」(木更津市教育振興基本計画)</p>

新(改正案)	旧(現行)
5 基本施策	5 基本施策
<p>(1)子育て支援の充実</p> <p>①児童生徒の放課後の居場所づくりを推進します。 放課後に児童生徒が安心して過ごせる場所が必要です。このため、引き続き放課後子ども教室や放課後児童クラブに関する施設整備や担い手の確保を進め、放課後に児童生徒が安全かつ有意義に過ごせる居場所をつくり、子育てを支援します。</p>	<p>(1) 子育て支援の充実</p> <p>①放課後の児童育成を推進します。 放課後に子どもを安心して預けられる場所が必要です。このため、余裕教室など学校施設を活用しながら、放課後子ども総合プランの推進により児童の放課後対策を充実させ、子育ての支援を行います。</p>
<p>(2)学校教育の充実</p> <p>①小中学校の統廃合の検討及び学校跡地の利活用を進めます。 「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、小中学校の再配置を進めるとともに、同方針と整合を図り、統合後の学校跡地の有効活用や社会教育施設との複合化の検討を進めていきます。</p>	<p>(2) 学校教育の充実</p> <p>①小中学校の統廃合の検討及び未利用財産の利活用を進めます。 本市では、将来的に人口減少による公共施設の需要や財政状況の変化等により、公共施設を効果的かつ効率的に運用・維持・管理する必要が生じてくると考えられます。その手法である「ファシリティマネジメント*2」の考え方にに基づき、小中学校の統廃合や複合利用化の検討及び未利用財産の利活用を進めていきます。</p>
<p>②健康な体を育むために、児童生徒の体力向上に取り組めます。 児童生徒の体力向上や健康づくりを支援していきます。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、児童生徒のスポーツに親しむ意識を高めます。</p>	<p>②子どもの体力の底上げを図る取り組みを推進します。 心身ともに健康であることは全ての基本ですが、生活様式や環境の変化から子どもが運動に費やす時間は減少傾向にあり、また生活習慣病と診断される子どもも見られます。このため、子どもの体力強化や生活習慣病予防に力を注いでいきます。</p>
<p>③顔の見える「地産地消」給食を推進します。 食育や環境教育の一環として、また学校の特色づけや児童生徒が地域に対する愛着を持てるように、学校給食に地元で採れた米、野菜等の素材を取り入れる地産地消給食を拡大していくとともに、これをきっかけとした地域の人たちとの交流を広げていきます。</p>	<p>③顔の見える「地産地消」給食を推進します。 食育や環境教育の一環として、また学校の特色づけや子どもたちが地域に対する愛着を持てるように、学校給食に地元で採れた米、野菜等の素材を取り入れる地産地消給食を拡大していきます。</p>
<p>(3)青少年の健全育成</p> <p>①青少年が地域社会の一員となるよう支援します。 価値観やライフスタイルの変化により青少年が地域の人たちと交流する機会が減少しています。青少年が地域の人と交流し、地域を支える担い手となる人づくりを進めていきます。</p>	<p>(3) 青少年の健全育成</p> <p>①地域社会における青少年の居場所づくりを進めます。 少子化、核家族化が進み、青少年が地域や家庭で異なる世代と交流する機会が減少しています。青少年が世代間交流を進めていくことができる居場所づくりを進めていきます。</p>

新(改正案)	旧(現行)
<p>(4)社会教育の推進 ①社会教育施設とその機能の充実を図ります。 木更津市公共施設再配置計画等に基づき、機能の維持を図りながら社会教育施設と小中学校の複合化や再配置の検討を進めていきます。</p>	<p>(4) 社会教育の推進 ①社会教育施設とその機能の充実を図ります。 ファシリティマネジメントの考え方に基づき、施設の統廃合や複合利用化等を検討していきます。</p>
<p>②住民主体の地域づくりの担い手を育成、支援します。 防災や福祉、青少年健全育成などについて、解決すべき地域の課題があります。このため、地域で自ら課題を解決する力を養い、協働してまちづくりを進められる地域の担い手の育成、支援をしていきます。</p>	<p>②自立に向けた地域住民への教育と協働による地域づくりの支援を推進します。 防災や福祉、青少年健全育成などについて、解決すべき地域の課題があります。このため、地域の人たちがこれらの課題を解決する力を養い、協働してまちづくりを進められるような公民館のあり方を検討していきます。</p>
<p>(5)スポーツ・レクリエーションの振興 ①学校体育施設の有効活用を図ります。 本市では、市民が気軽にスポーツをするための施設の確保が必要です。引き続き、学校体育施設の有効活用を積極的に進めていきます。</p>	<p>(5) スポーツ・レクリエーションの振興 ①スポーツ施設の整備及び既存施設の有効活用を図ります。 本市では、市民が気軽にスポーツをするための運動施設が全般的に不足しています。このため、江川総合運動場などの環境整備を進めるとともに、学校の体育館や運動場など、既存施設のさらなる有効活用を進めていきます。</p>
<p>②スポーツ大会の開催及び誘致・支援を推進します。 今後、江川総合運動場の陸上競技場等を活用して、児童生徒を対象とした各種スポーツ大会を積極的に誘致するとともに、児童生徒がスポーツに接する機会を増やしていきます。</p>	<p>②スポーツ大会の開催及び誘致・支援を推進します。 市民のスポーツ意識を高め、地域間交流を促進し、活力のあるまちづくりを進めるため、各種スポーツ大会を開催するとともに、スポーツイベントの誘致を積極的に進めていきます。</p>
<p>(6)市民文化の充実 ①多彩な芸術文化活動を推進します。 市民が身近で多彩な芸術文化に触れる機会を提供するとともに、市民の芸術文化活動の発表の場となる新たな市民会館ホールの建設及び運営方法について検討していきます。</p>	<p>(6) 市民文化の充実 ①多彩な芸術文化活動を推進します。 市民が身近で多彩な芸術文化に触れる機会を提供するとともに、地域間交流を促進し、活力のあるまちづくりを進めるため、さまざまな芸術文化の活動やイベントの誘致、支援を進めていきます。</p>
<p>②文化財を活用した、地域の活性化を推進します。 金鈴塚古墳出土品など地域の特色ある文化財の価値や魅力を市内外に幅広く発信することを通じて、郷土意識の醸成や観光・産業振興等に活かしていきます。</p>	

新(改正案)	旧(現行)
<p>(7)人権擁護の推進</p> <p>①人権問題に係る教育や啓発等を推進します。 児童虐待、いじめ問題などの身体的、精神的な暴力やLGBT等への差別、偏見などさまざまな人権問題に対して、多様性を認め合える豊かな心の育成をしていきます。</p>	<p>(7) 人権擁護の推進</p> <p>①人権問題に係る教育や啓発等を推進します。 児童虐待、いじめ問題などの身体的、精神的な暴力や差別、偏見などさまざまな人権問題に対して、教育や啓発を行っていきます。また、学校等でいじめ問題等の人権問題が発生した際には市長と教育委員会が連携して速やかに対応します。</p>